

配偶者の退職(失業)により第三号被保険者の資格を失ったとき

住民税務課(住民チーム) 電話 0994-22-3039

住民生活課(民生チーム) 電話 0994-25-2511

鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

給資格者証・離職票等)が必要
です。役場年金窓口で手続
してください。

【お知らせ】

年金移動相談所開設

日時

平成21年9月29日(火)
午前10時～午後3時

場所

錦江町田代支所
1階会議室

内容

厚生年金保険制度及び国民
年金や船員保険など

※年金に関する相談に応じま
すのでお気軽にご利用くだ
さい。

サラリーマン(厚生年金・共済組合の加入者)の被扶養配偶者は、「第三号被保険者」として、国民年金に加入してはいますが、配偶者が退職(失業)して失職すると、夫婦ともに役場で国民年金の「第一号被保険者」になるための手続きを行い、一人、14,660円の保険料を納めることとなります。

保険料を納めることが経済的に困難な場合は免除制度があります。

所得制限がありますが、失業者の証明(雇用保険受給資格者証・離職票等)が必要



平成21年度 錦江町職員採用試験

錦江町では、下記のとおり職員採用試験を行います。

1. 職種 一般行政職

2. 採用予定人員 1名

3. 試験の日時・場所

(1) 試験日 平成21年10月25日(日) 集合時間 午前8時30分集合

(2) 試験会場 錦江町役場本庁

(3) 試験の種目及び時間

○農業基礎知識

○作文

○午前9時から12時半まで

4. 申込期限 平成21年10月9日(金) 午後5時必着

※申込書は、総務課もしくは地域振興課又は町のホームページにあります。

5. 受験の資格・条件等

昭和50年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(来春高校卒業見込みの者から平成21年度で35歳未満)で、日本国籍を有し、農業高校課程修了もしくは高校卒業程度の学力があり、農業の専門課程を修了した者。

6. その他

不明な点は、役場総務課総務チームまでお問い合わせください。

〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元963番地

☎0994-22-0511

